

1 地方議会の役割等を明確化する地方自治法の改正について

地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）の概要

地方議会の活性化並びに地方公共団体の運営の合理化及び適正化を図るため、**地方議会の役割及び議員の職務等の明確化、請願書の提出等議会手続のオンライン化**、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給を可能とする規定の整備、公金事務の私人への委託に関する制度の見直し等を行う。

1.地方議会の役割及び議員の職務等の明確化等

① 地方議会の役割及び議員の職務等の明確化

- 多様な層の住民の地方議会への参画を促進する観点から、地方議会の役割や議員の職務等について、法律上明確化する。

② 請願書の提出等のオンライン化

- 地方議会に対する住民からの請願書の提出や国会に対する地方議会からの意見書の提出など地方議会に係る手続（※）について、一括してオンライン化を可能とする。

※現行法上、住民と議会、議会と国会等の間の手続は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の適用対象外。

2.会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給

3.公金事務の私人への委託に関する制度の見直し

【施行期日】

1①：公布の日（令和5年5月8日）

1②、2及び3：令和6年4月1日

（総務省資料を基に作成）

令和5年4月・地方自治法の改正

- 令和5年3月、地方自治法改正案が国会に提出され、同年4月に成立

<法改正後（地方議会の役割及び議員の職務等）>

第八十九条 普通地方公共団体に、その議事機関として、当該普通地方公共団体の住民が選挙した議員をもつて組織される議会を置く。

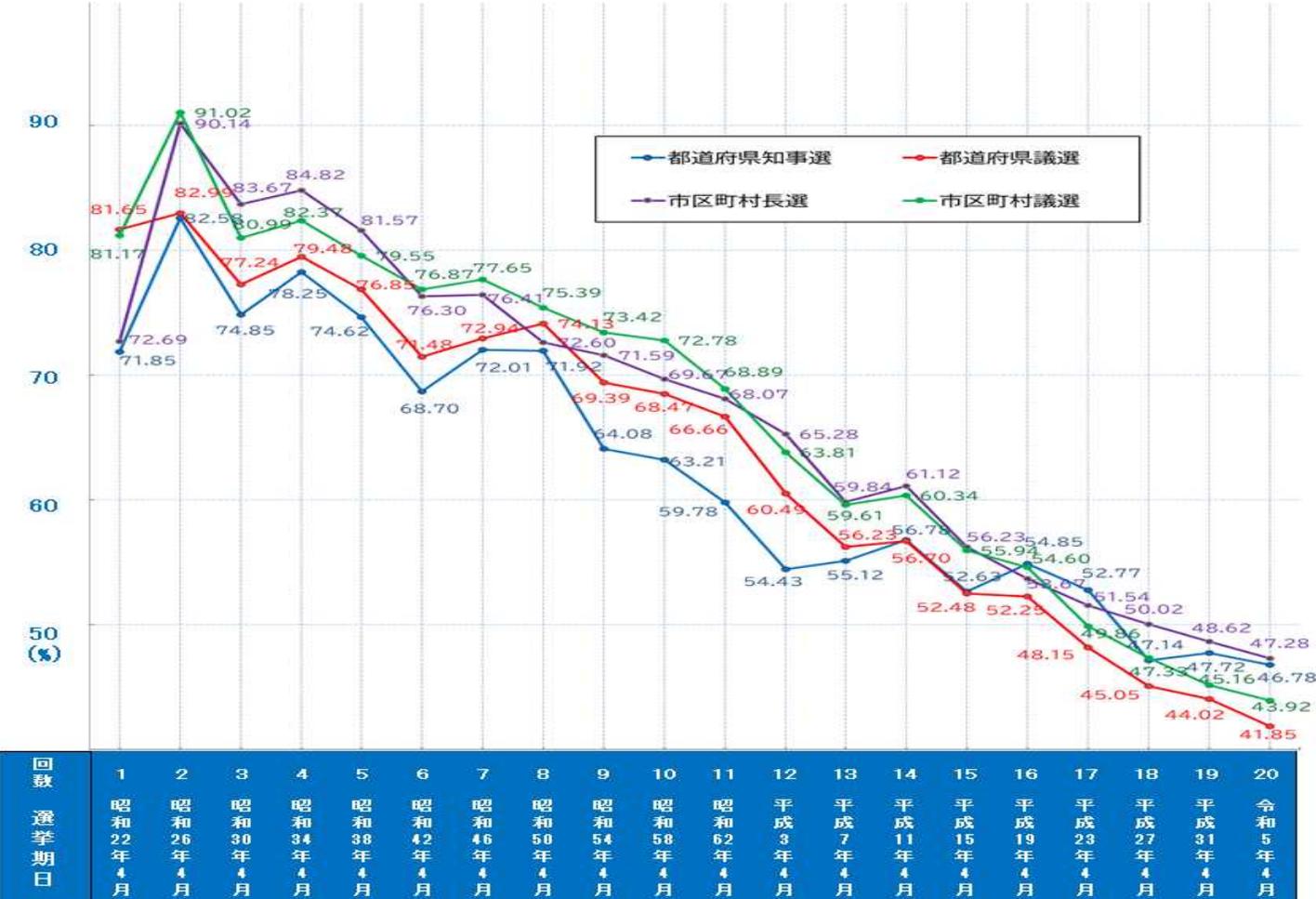
② 普通地方公共団体の議会は、この法律の定めるところにより当該普通地方公共団体の重要な意思決定に関する事件を議決し、並びにこの法律に定める検査及び調査その他の権限を行使する。

③ 前項に規定する議会の権限の適切な行使に資するため、普通地方公共団体の議会の議員は、住民の負託を受け、誠実にその職務を行わなければならない。

(太字下線が改正により条文に新たに追加された部分)

※ 請願書の提出等議会に係る手続きがデジタル化できるよう改正

2 地方選挙における投票率の低下



出典：公益財団法人明るい選挙推進協会ホームページより

■平成31年滋賀県議選
年代別投票率（抽出調査）

年代	投票率(%)
10代	29.27
20代	22.63
30代	30.56
40代	37.00
50代	47.69
60代	59.03
70代	64.07
80代	42.78
合計	43.17

出典：「選挙の記録」（抜粋加工） 3

3 全国都道府県議会議長会の取組等

令和5年7月・創立100周年宣言

全国都道府県議会議長会創立100周年宣言
- 真の地方自治の実現と更なる都道府県議会の活性化を目指して -

(前文略)

- 1 活発な政策議論を通して地方公共団体の重要な意思を決定し、広く住民に対する説明責任を果たすとともに、**主権者教育の一層の促進など議会に対する関心を高め、理解を深める取組を強化する。**
- 2 紙面による広報や対面による意見交換会などに加え、デジタルツールを活用した議会活動に係る情報発信の充実、多様な住民の意思の把握等に努めるなど、**住民に開かれた議会のための取組を推進する。**
- 3 **女性や若者、勤労者など多様な人材が参画できるよう、議員活動と家庭生活との両立支援やハラスメント防止に関する取組などの環境整備に取り組む。**
- 4、5 (略)

主権者教育の推進に係る取組方針

(令和5年8月24日・三議長会会長申し合せ)

趣旨

- 地方自治法の改正により、地方議会の役割及び議員の職務等が明文化されたことを踏まえ、地方議会に対する理解と関心を深め、多様な人材の参画を促すために、主権者教育を国民運動として進めることを目的として、次の通り取り組む。

三議長会共同の取組

国への主権者教育の取組の推進に係る要請

- 三議長会連名で総務省・文部科学省等に予算化や主権者教育のさらなる実施、議長会の事業に対する支援等を要請

議会の主権者教育に係る好事例の横展開

- 主権者教育をテーマにした出前講座、模擬議会等の好事例を各議会に情報提供するとともに、積極的な実施を要請

主権者教育用の学習教材の作成

- 主権者教育に供することを目的として、議会の役割及び議員の職務等を分かりやすく説明した学習教材（リーフレット）を三議長会で作成

学校関係全国団体への主権者教育の取組の推進に係る協力要請

- 三議長会で学校関係全国団体（校長会、教育委員会、私学連盟）に地方自治法改正を踏まえた主権者教育の一層の推進について説明及び協力要請を行うとともに、傘下団体への周知を要請

三議長会会長による総務大臣及び文部科学大臣等に対する主権者教育の推進に係る要請活動

日程

令和5年12月21日

要請者

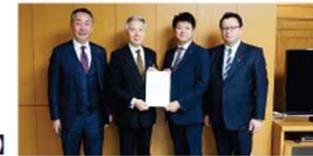
- 全国都道府県議会議長会
山本 徹 会長（富山県議会議長会）
- 全国市議会議長会
坊 恭寿 会長（神戸市会議長）
- 全国町村議会議長会
渡部 孝樹 会長（北海道厚真町議会議長）

要請先

- 総務省
松本 剛明 総務大臣
- 文部科学省
盛山 正仁 文部科学大臣
- 自由民主党・地方議会の課題に関するPT
石田 真敏 座長
橋 慶一郎 幹事長
あかま 二郎 事務局長【議員会館事務所に持参】



◀右から2人目が松本総務大臣



◀左から2人目が盛山文部科学大臣

地方議会に関する地方自治法改正を踏まえた主権者教育の推進に関する決議（令和5年12月21日・三議長会）

（略）

人口減少や高齢化など社会を取り巻く環境が更に厳しさを増す中、将来の地方自治を担うこどもたちに、住民自治の根幹をなす地方議会への関心を高め、理解を深める主権者教育を一層推進するため、次の事項を早急に実現するよう求める。

決議事項

- 一、議会に対する関心を高め、理解を深める主権者教育を一層推進すること。推進に当たっては、「地方議会が地方公共団体の重要な意思決定を行う」など地方議会の役割等が明確化された今回の地方自治法改正を反映したものとすること。
- 一、いわゆる出前講座や模擬議会など、議会自らが主体的に行う主権者教育の取組に対する支援を講ずること。

要請活動における政府の主なコメント

総務省

- ・主権者教育を議会が先頭に立ってやっていくことは重要
- ・文部科学省と連携して取り組んでいく必要がある。
- ・主権者教育を通じ、議会が頑張っている様子を伝えていただくことは政治家のためにもなるが、最終的には国民の皆さんが、議会が社会をよくしていくためのものだということを理解してもらえらるものだと思う。
- ・我々も一生懸命サポートしていく。

文部科学省

- ・成人年齢も18歳となり、自分たちの将来に関わる議会、政治というものの仕組みを理解していただくことが重要となる。
- ・高校生向けの主権者教育の補助教材や、事例集を作成している。総務省とも連携しながら、三議長会とともに、主権者教育の推進について取り組んでいきたい。
- ・議員自らが、議会や議員の役割や活動をお伝えになることは、とても良いことである。

教材の作成、事例の横展開等

主権者教育用教材の作成等

- 令和6年度中に小、中、高、大学の主権者教育に供することを目的として、議会の役割及び議員の職務等を分かりやすく説明した学習教材（リーフレット）を作成し、各都道府県議会等に提供予定
- 全ての高校1年生に無償配付されている主権者教育に係る副教材の令和6年版について、議会に関する記述が今回の法改正を踏まえたものとなるよう、三議長会と発行機関である総務省・文部科学省との間で修正を調整

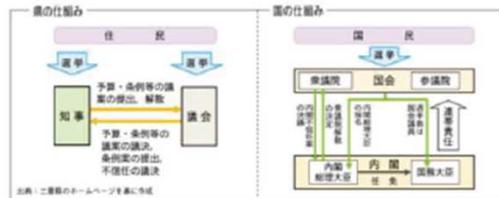
▼高校生向け副教材「私たちが拓く日本の未来」 (右図は県の仕組み等を説明した箇所)



(2) 地方議員（都道府県議会議員、市区町村議会議員）

地方の政治では、議会を構成する議員と、行政の長である首長（知事・市長など）を別々に有権者が選挙で選ぶ二元代表制をとっています。これは、議会と行政が互いに緊張関係を持ち、地域のために政治を行うための仕組みです。地方議会を構成する議員の主な役割は次のとおりです。

- 議員には、条例案や予算案等の議決権がある。
- 議案（条例案等）を賛成議員と共に提出することができる。
- 選挙で選ばれた首長（知事、市区町村長）への不信任の議決ができる。



議会の主権者教育に係る事例の横展開



→ 別添資料

4 令和6年度の検討項目等

- 若者の議会への興味と関心を深めるための取組について
 - 本県内および全国を取組内容等の確認
 - 本県議会として取り組む内容の検討
 - 取り組む内容に応じてスケジュール等を確認

